

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 富士見市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	6	3	59,500	6	0	0	59,500
1	80	キシレン	8	1	675,700	2	3,400	0	672,300
1	208	2,4-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール	1	8	1,300	13	1,300	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	7	2	471,600	4	0	0	471,600
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	6	3	21,600	8	0	0	21,600
1	300	トルエン	6	3	1,690,000	1	0	0	1,690,000
1	311	オルト-ニトロアニソール	1	8	3,000	11	3,000	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	6	3	518,000	3	0	0	518,000
1	400	ベンゼン	6	3	97,800	5	0	0	97,800
1	405	ほう素化合物	1	8	19,000	9	19,000	0	0
1	410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	1	8	1,900	12	1,900	0	0
2	72	パラ-ニトロフェノール	1	8	28,000	7	0	0	28,000
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	8	13,000	10	7,000	0	6,000
3	21	硝酸	1	8	800	14	800	0	0
		合計	—	—	3,601,200	—	36,400	0	3,564,800

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。